動物の輸出入検疫速報(平成31年4月分)

(単位:頭、羽)

用途 輸入 輸出	・ 豚 めん羊 山羊	乳用繁殖用 肉用繁殖用 肥育用 と畜場直行用 その他 繁殖用 その他	643 - 1,468 - - 120 - - -	- - - -
中 内用繁殖用 上畜場直行用 - その他 - おん羊 - 山羊 - その他の偶蹄類 - 基種用 10 無用 10 長井 34 長鹿用 412 と畜場直行用 - その他の馬科 - さぎ 254 32 - 第 - こうずら - たちょう - よの他のあも目の鳥類 - きじ - ほろほろ鳥 - 初生ひな(等) 38,940 本型の(個) - 変験(群) - 方33 777 猫 226 200	・ 豚 めん羊 山羊	肉用繁殖用 肥育用 と畜場直行用 その他 繁殖用 その他 繁殖用 乗用	- 1,468 - - 120 - - -	-
##	・ 豚 めん羊 山羊	肥育用 と畜場直行用 その他 繁殖用 その他 繁殖用 乗用	- 120 - - -	-
##	・ 豚 めん羊 山羊	肥育用 と畜場直行用 その他 繁殖用 その他 繁殖用 乗用	- 120 - - -	-
と畜場直行用	<u>めん</u> 羊 山羊	と畜場直行用 その他 繁殖用 その他 繁殖用 乗用	- - - -	- - - - -
その他	<u>めん</u> 羊 山羊	その他 繁殖用 その他 繁殖用 乗用	- - - -	- - - -
## その他	<u>めん</u> 羊 山羊	繁殖用乗用	- - - -	- - - -
## その他	<u>めん</u> 羊 山羊	繁殖用乗用	- - -	
山羊	山羊	乗用		_
マの他の偶蹄類		乗用	-	_
繁殖用 1 6 乗用 10 一	その他の偶蹄類	乗用	-	
乗用 10 - 競走用 34 6 肥育用 412 - と畜場直行用 6 その他の馬科 6 その他 - 6 手がらよう 5 がちょう 5 もじ に 5 ほろほろ鳥 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1		乗用		_
競走用 34 6 肥育用 412 - と畜場直行用 - - その他 - 6 その他の馬科 - - うさぎ 254 32 鶏 - - うずら - - 七面鳥 - - おひる - - がちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 38,940 - 有生ひな(乳) - - 有野(個) - - 室蜂(群) - - 指定検疫物以外の動物(注2) - - 大 733 777 猫 226 200				6
肥育用 412				_
旧育用	匪	競走用		
その他	wa		412	_
その他の馬科 - - うさぎ 254 32 鶏 - - うずら - - だちょう - - 七面鳥 - - あひる - - がちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 38,940 - 有生ひな(その他) - - 種卵(個) - 59,940 蜜蜂(群) - - 指定検疫物以外の動物(注2) 12,285 犬 733 777 猫 226 200			-	_
うさぎ 254 32 鶏 - - うずら - - だちょう - - おひる - - がちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 38,940 - 初生ひな(その他) - - 運蜂(群) - - 指定検疫物以外の動物(注2) 12,285 犬 733 777 猫 226 200		その他	-	6
鶏 - - だちょう - - むひる - - がちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 38,940 - 初生ひな(その他) - - 重解(間) - 59,940 蜜蜂(群) - - 指定検疫物以外の動物(注2) 12,285 犬 733 777 猫 226 200	その他の馬科		-	_
鶏 - - だちょう - - むひる - - がちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 38,940 - 初生ひな(その他) - - 重解(間) - 59,940 蜜蜂(群) - - 指定検疫物以外の動物(注2) 12,285 犬 733 777 猫 226 200	うさぎ	254	32	
だちょう	鶏	-	_	
七面鳥 - - あひる - - がちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 38,940 - 有生ひな(その他) - - 種卵(個) - 59,940 蜜蜂(群) - - 指定検疫物以外の動物(注2) 12,285 犬 733 777 猫 226 200		-	_	
あひるがちょうその他のかも目の鳥類きじほろほろ鳥初生ひな(鶏)38,940-初生ひな(その他)種卵(個)-59,940蜜蜂(群)指定検疫物以外の動物(注2)-12,285犬733777猫226200	<u>だちょう</u>	_	_	
がちょう - - その他のかも目の鳥類 - - きじ - - ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 38,940 - 種卵(個) - 59,940 蜜蜂(群) - - 指定検疫物以外の動物(注2) 733 777 猫 226 200		-	_	
その他のかも目の鳥類きじほろほろ鳥初生ひな(鶏)38,940-初生ひな(その他)種卵(個)-59,940蜜蜂(群)指定検疫物以外の動物(注2)-12,285犬733777猫226200	<u>あひる</u>	-	_	
きじ - - ぼろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 38,940 - 有別(個) - 59,940 蜜蜂(群) - - 指定検疫物以外の動物(注2) 733 777 猫 226 200	がちょう	-	_	
ほろほろ鳥 - - 初生ひな(鶏) 38,940 - 初生ひな(その他) - - 種卵(個) - 59,940 蜜蜂(群) - - 指定検疫物以外の動物(注2) 733 777 猫 226 200		-	_	
初生ひな(鶏) 38,940 初生ひな(その他) - 種卵(個) - 蜜蜂(群) - 指定検疫物以外の動物(注2) 12,285 犬 733 777 猫 226 200		-	_	
初生ひな(その他) - - 種卵(個) - 59,940 蜜蜂(群) - - 指定検疫物以外の動物(注2) 12,285 - 犬 733 777 猫 226 200		_	_	
種卵(個)-59,940蜜蜂(群)指定検疫物以外の動物(注2)12,285犬733777猫226200	初生ひな(鶏)	38,940	_	
蜜蜂(群)指定検疫物以外の動物(注2)12,285犬733777猫226200	初生ひな(その他)	-		
指定検疫物以外の動物(注2)12,285犬733777猫226200	種丱(個)	-	59,940	
犬733777猫226200			_	_
猫 226 200				
	<u> </u>			
			226	200
あらいぐま		_	_	
きつね4		4	_	
スカンク		-	_	
	サル	168		

(資料)動物検疫所調べ

- (注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。 2 家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

.m. see	骨	砕骨	蹄角	骨腱	蹄角粉	その他の骨	計
骨類	2,041,228	644,784	40,362	25,309	18,000	-	2,769,683
	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	鹿肉	その他の 偶蹄類肉	加熱処理牛肉
肉類	57,876,798	96,473,339	2,425,745	47,608	7,055	-	237,277
	加熱処理豚肉	加熱処理 その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理 ソーセージ	ベーコン
	1,239,721	-	267,914	21,006	1,421,002	1,277,135	223,025
	加熱処理ペーコン	馬肉	うさぎ肉	家きん肉	犬肉	非加熱 その他の肉	加熱処理 その他の肉
	16,667	492,507	1,118	46,647,528	-	863,926	4,304,298
	加熱処理家きん肉	加熱処理					81
	37,920,945	2,988,416					254,753,032
	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理 牛の臓器	加熱処理 豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の 臓器
	113,629	37,860	14,877	-		-	100,782
	消化管等	加熱処理 消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱 その他の臓器	加熱処理 その他の臓器	加熱処理 家きん臓器・消化1
臓器類	2,521,748	- WIDEA	454,177	3,264,617	4,006	- C 02 10 02 00 00 00	340,233
	加熱処理その他の家きん臓器						計
	9,900						6,861,828
	食用殼付卵	液卵	その他の卵				計
卵類	-	496,031	-				496,031
	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	鹿皮	その他の 偶蹄類の皮	馬皮
	2,163,462	127,709	16,242	_	6,003	-	65,442
皮類	うさぎ皮	犬皮	その他の皮				BH
	46,350	-	-				2,425,208
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	鹿毛	その他の 偶蹄類の毛	馬毛
	_	6,775	163	15,931	_	300	8,632
	うさぎ毛	羽毛	犬毛	その他の毛			81
	230	234,456	-	165			266,651
乳製品類	チーズ	パター	偶蹄類動物の飼 料用乳製品	その他の乳製品			81
	24,936,451	1,001,847	3,698,246	3,749,656			33,386,199
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉•羽毛粉			āl
	231,174	1	-	-			231,175
その他 畜産物	精液 (アンプル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	78,845	564	-				0
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	18,442,970	19,005	218,470				18,680,445
	1	ı				1	総計
							319,870,253

資料)動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
 - また、数量については、ことわりのない限り、Kg集計できるもののみを集計している。
 - 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
 - 3.「家きん肉」は、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょう、その他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン。
 - 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家きん、うさぎ、犬の臓器を含む。
 - 5.「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 - 6. 「その他の肉、臓器」には、餃子やピザなど肉(臓器)を含む調製品である。
 - 7.「加熱処理牛肉、加熱処理豚肉、加熱処理その他の偶蹄類」、「加熱処理ハム、加熱処理ソーセージ、加熱処理ベーコン」は 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもの。なお、家きん肉由来のものは含まない。
 - 8. 「加熱処理家きん肉」は、農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がされた、鶏、うずら、きじ、だちょ う、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコンである。
 - 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
 - 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
 - 11. 類別の計は、集計対象が無い場合「O」と記す。

	骨	砕骨	蹄角	骨腱	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
骨類	136	-	-	-	-	-	-
	その他の骨						äl
	-						136
	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	鹿肉	その他の 偶蹄類肉	ハム
	362,119	224,395	-	-	28	-	109
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	うさぎ肉	家きん肉	犬肉	その他の肉
肉類	218	77	-	-	707,965	-	71,412
							計
							1,366,322
	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類 の臓器	偶蹄類以外の 臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
016 DD #CE	-	_	5	600	15,770	-	-
職器類	非加熱 その他の臓器						計
	-						16,375
etra siere	殼付卵	液卵	その他の卵				計
卵類	637,956	3,192	217,447				858,595
	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	鹿皮	その他の 偶蹄類の皮	馬皮
-1- 10-	1,502,291	5,586,241	-	-	-	-	-
皮類	うさぎ皮	犬皮	その他の皮				Ħ
	-	-	-				7,088,532
	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	鹿毛	その他の 偶蹄類の毛	馬毛
毛類	-	-	-	-	200	-	-
	うさぎ毛	羽毛	犬毛	その他の毛			Ħ
	-	31,325	-	2,391			33,916
乳製品類	チーズ	パター	偶蹄類動物の飼 料用乳製品	その他の 乳製品			āt
	12,002	-	- -	99,866			111,868
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉•羽毛粉			計
	_	_	-	-			0
その他 畜産物	精液 (アンプル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	-	- \ G /	-				0
			<u> </u>			-	総計
						ļ	9,475,744

資料)動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。 また、数量については、ことわりのない限り、Kg集計できるもののみを集計している。
 - 2. 携帯品・郵便物として輸出されたものは除く。
 - 3. 「家きん肉」は、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょう、その他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン。
 - 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家きん、うさぎ、犬の臓器を含む。
 - 5.「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 - 6. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
 - 7. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
 - 8. 類別の計は、集計対象が無い場合「O」と記す。